

個別避難計画作成支援事務委託 提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は210点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価基準の評価項目のうち、以下の項目順で点数比較を行います。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行いません。

(1) 提案内容

(2) 本業務の実施体制

なお、(2)の条件においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。評点は各A=5点、B=3点、C=0点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、評点は次のとおりとなります。

評価がAであれば評価点は $5 \text{点} \times 2 = 10 \text{点}$

評価がBであれば評価点は $3 \text{点} \times 2 = 6 \text{点}$

評価がCであれば評価点は $0 \text{点} \times 2 = 0 \text{点}$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とします(評価委員6人全員が評価委員会に出席した場合の満点は1,260点、基準点は756点)。基準点に達しない場合は不適合とします。

評価基準の目安

評価項目		評価の着目点	評価			採点			
			A(5点)	B(3点)	C(0点)	評価	比率	評点	配点
1 会社の業務実績		過去5年間の同種又は類似事業の実績内容	優れている	十分である	劣っている		×2		10点
		過去5年間の市内介護・福祉サービス事業者への研修の実績	優れている	十分である	劣っている		×2		10点
		過去5年間の防災に関する研修開催実績	優れている	十分である	劣っている		×3		15点
2 本業務の実施体制		当該業務を遂行するにあたって必要な防災知識の習熟度	優れている	十分である	劣っている		×3		15点
		在宅要援護者に対する、介護・福祉サービス事業者の災害時の役割への理解度	優れている	十分である	劣っている		×3		15点
		人員体制や資料作成能力の業務遂行能力があるか	優れている	妥当である	劣っている		×2		10点
		本業務に対する姿勢が適切で、意欲が感じられるか	優れている	妥当である	劣っている		×2		10点
3 提案内容	業務の理解度について	本市における災害時要援護者の課題を理解しているか	優れている	妥当である	劣っている		×3		15点
		介護・福祉サービスの現状を踏まえた提案内容となっているか	優れている	妥当である	劣っている		×3		15点
		個別避難計画の制度を十分に理解しているか	優れている	妥当である	劣っている		×3		15点
	業務実施方針について	介護・福祉サービス事業者が、研修に参加しやすい手法が取られているか。	優れている	妥当である	劣っている		×3		15点
		活用しやすく、事務効率が図れるシステム構築が提案されているか。	優れている	妥当である	劣っている		×3		15点
		介護・福祉サービス事業者が、計画作成に取り組みやすい提案となっているか。	優れている	妥当である	劣っている		×3		15点
		工程の妥当性	優れている	妥当である	劣っている		×2		10点
4 企業の取組に関すること		次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員101人未満の場合のみ加算	該当している		該当していない		×1		5点
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員301人未満の場合のみ加算	該当している		該当していない		×1		5点
		次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・若者雇用促進法に基づく認定	該当している		該当していない		×1		5点
		障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)	該当している		該当していない		×1		5点
		次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している。 ・健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得 ・横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはAAの認証	該当している		該当していない		×1		5点
合計									210点